

改正

平成18年 6 月 5 日告示第111号

平成24年 3 月30日訓令第 4 号

平成26年 6 月17日訓令第53号

平成27年 6 月 1 日訓令第19号

平成29年 3 月31日訓令第10号

平成30年 1 月26日訓令第 1 号

令和 3 年11月16日訓令第17号

令和 5 年 5 月18日訓令第10号

令和 7 年 5 月20日訓令第16号

安曇野市建設工事入札制度合理化対策要綱

(趣旨)

第1条 建設工事及び建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務の入札に際しては、事業の公共性並びに特殊性に鑑み、業者の信用、技術、施工能力等を重視し、公正自由な競争を図る必要があるので、次の方式により入札等に参加を希望する者に対する合理的な資格基準を設け、適正な運営を行うものとする。

(資格基準等)

第2条 建設工事の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模その他経営に関する客観的事項の審査の結果に基づき、工事の種類に応じて必要な等級に区分し、主観的要素を勘案してこれを発注の基準とする工事金額（請負工事設計金額をいう。以下同じ。）と対応させて入札参加者を決定し、又は指名する。

2 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）の競争入札に参加を希望する業者については、経営規模等を審査して建設コンサルタント等の業務の適格者を決定し、又は指名する。

(競争入札に参加することができない者)

第3条 成年被後見人又は被保佐人若しくは破産者で復権を得ないものは、競争入札に参加することができない。ただし、特別の理由がある場合を除く。

2 次の各号のいずれかに該当する事実があった者は、その事実があった後2年間競争入札に参加することができない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 前各号のいずれかに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

3 暴力団関係者（安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第7条に規定するものをいう。次条第2項において同じ。）は、競争入札に参加することができない。

（資格審査の申請等）

第4条 建設工事及び建設コンサルタント等の業務の競争入札に参加する者に必要な資格、その申請の時期、方法、等級格付等については、別に定めるものとし、3年に1回その資格審査の申請をしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団関係者は、申請することができない。

（審査の項目及び基準等）

第5条 建設工事の入札参加資格の審査の項目及び基準は、建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）の定めるところによる。ただし、共同企業体にあつては、審査の項目のうち、経営規模及びその他評価項目中の職員数については各構成員の和を、経営状況及びその他の評価項目中の営業年数については各構成員の平均値をもって審査の対象とする。

（等級格付等）

第6条 入札参加資格があると認められた者（以下「有資格者」という。）について、建設工事にあつては前条の規定による審査の結果の総合数値により等級格付を行い、建設工事入札参加資格者名簿に、建設コンサルタント等の業務にあつては第4条第1項に規定する申請の審査の結果を、建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿に登載する。

2 前項の規定にかかわらず、当該業者が長野県において等級格付されているときは、当該格付をもって前項に規定する等級格付を受けたものとみなす。

（入札参加資格の取消し等）

第7条 有資格者が第3条第1項から第3項まで又は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていない者に該当するに至った場合は、その者に係る入札参加資格を取り消すものとする。

（等級別発注標準）

第8条 建設工事の種類ごとの各等級別の発注の標準は、次の表の左欄に掲げた等級の右欄の工事金額の範囲内とする。

等級	工事金額
----	------

	土木一式工事	建築一式工事	電気通信工事	管その他工事	舗装工事
A	600万円以上	700万円以上	200万円以上	200万円以上	全工事
B	200万円以上 9,000万円未満	600万円以上 1億円未満	2,500万円未満	3,500万円未満	4,000万円未満
C	3,500万円未満	5,000万円未満	700万円未満	800万円未満	1,000万円未満
D	2,000万円未満	2,500万円未満			
E	900万円未満	1,000万円未満			

2 等級別発注標準の運用の制定及び変更は、安曇野市建設工事等指名選定委員会設置規程（平成17年安曇野市告示第148号）に定める安曇野市建設工事等指名選定委員会が行うものとする。

（専門工事業者の決定又は指名）

第9条 土木一式工事又は建築一式工事で、工事の主体が専門工事である場合は、専門工事業者を含めて決定し、又は指名することができる。

（設備工事の分離契約）

第10条 電気工事、電気通信工事又は管工事等の設備工事については、分離して入札に付することができる。

（指名業者の選定）

第11条 業者を指名しようとするときは、建設工事にあつては等級別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により当該工事金額に対応する等級に属する有資格者の中から、建設コンサルタント等の業務にあつては建設コンサルタント等の業務入札参加資格者名簿より営業の種類に対応する有資格者の中から選定するものとする。

2 市が発注する建設工事の種類に応じ、当該建設工事の種類に対応する建設業の業種については、別に定める。

（選定上の留意事項）

第12条 前条の規定により指名業者を選定しようとするときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1） 不誠実な行為の有無その他信用状態
- （2） 工事の成績及び工事の安全成績
- （3） 技術者及び手持工事の状況
- （4） 本店及び営業所の所在地
- （5） 当該工事に対する地理的条件
- （6） 当該工事施工についての技術的適性
- （7） 労働福祉の状況

ア 建設業退職金共済組合の加入状況

イ 労働者に対する賃金支払の状況

（随意契約における業者の選定）

第13条 随意契約による場合の業者選定は、第11条の規定を準用し、有資格者の中から選定するものとする。

(指名等の特例)

第14条 特殊の技術を要する工事、緊急を要する工事又は特別の事由のあるときは、第11条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

(秘密の保持)

第15条 指名業者の推薦又は選定の過程においてこれに関係した者は、関係者以外の者に漏れないよう秘密の保持に注意しなければならない。

(共同請負又は協業組合)

第16条 共同企業体を結成し、又は協業組合を設立して入札に参加しようとする建設業者については、長野県が定める共同請負実施要領（昭和39年2月18日付39監第108号）等を準用するものとする。

(建設工事入札参加資格審査)

第17条 入札参加希望者について、次に掲げる事項の審査は、安曇野市建設工事等指名選定委員会がこれに当たる。

- (1) 業者の適格性の判定及び有資格者の決定
- (2) 工事種類別の施工能力の判定及び等級格付の決定
- (3) 工事成績及び安全成績等の評定
- (4) 入札参加資格の取消し

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

(令和5年5月19日から令和7年5月19日までの間の特例措置)

- 2 令和5年5月19日から令和7年5月19日までの間に限り、第8条第1項の表Bの項中「600万円以上9,000万円未満」とあるのは「400万円以上1億円未満」と読み替えるものとする。

(令和7年5月20日から令和8年3月31日までの間の特例措置)

- 3 令和7年5月20日から令和8年3月31日までの間に限り、第8条第1項の表Bの項中「600万円」とあるのは「400万円」と読み替えるものとする。

附 則 (平成24年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月17日訓令第53号)

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月1日訓令第19号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年1月26日訓令第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月16日訓令第17号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和3年11月19日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の安曇野市建設工事入札制度合理化対策要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に受付する資格審査の申請等に適用し、同日前に受付した資格審査の申請等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月18日訓令第10号）

この訓令は、令和5年5月19日から施行する。

附 則（令和7年5月20日訓令第16号）

この訓令は、令和7年5月20日から施行する。